

記者会見要旨
(2020年3月4日)

最近の協会、業界の動向について

1. お手元の資料 1 - 1 をご覧ください。昨年 12 月からの日本公認会計士協会と公認会計士業界の主要な出来事を並べております。この中から主なものについてご説明いたします。
2. 最初に、2019 年 12 月 5 日に会長声明「社外役員等に就任している会員に対する倫理規則の遵守徹底について」を発出しました。
3. この前日の 12 月 4 日に会社法の一部を改正する法律案が参議院において可決され、上場会社等において、社外取締役の設置が義務付けられることになりました。
4. 既に東京証券取引所の上場会社については社外取締役が 90%以上置かれていますが、法律で義務付けられた意義は大きいと思います。我々の業界に関しては、上場会社の約半数に当たる約 1,900 社において、1,600 名程度の会員が社外役員に就任しています。また、約 32,000 人の公認会計士のうち過半数が監査法人に所属しておらず、税務業務、コンサルティング等に従事したり、事業会社等に所属したりしています。
5. 会員が企業内で秘密情報に触れる機会、不正に触れる機会が増えている中で、公認会計士は倫理規則で適切な行動をとらなければならないということになっておりますので今一度会長声明にて注意喚起をしたものです。
6. 12 月 4 日には、藤沼亜起相談役の IFAC Global Leadership Award 受賞を IFAC が公表しました。日本人では初めての受賞です。IFAC の会長を務められ、その後、当協会の会長や IFRS 財団のカウンシルメンバーに就任されるなど、国際的な貢献を非常に幅広くされたということで受賞をされました。我々の業界として、大変喜ばしいことであります。
7. 金融庁にて「株式新規上場に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会」が設置され 12 月と 2 月に協議会が開催されています。協議会設置の発端は、監査法人が IPO を望む企業の監査を敬遠しているのではないか、という報道でした。それを踏まえ、IPO を目指す会社の役員の方、IPO のコンサルティング会社、ベンチャーキャピタル、証券会社、監査法人等の市場関係者が一堂に会して、どのように IPO を支援していくのかを話し合いました。
8. 連絡協議会に関しては、2 月 25 日の衆議院予算委員会第一分科会の質疑において、金融担当副大臣から、「連絡協議会を立ち上げて、大手監査法人・準大手監査法人以外の担い手の育成のために、会計士協会において、中小監査法人のリスト化と研修、主幹事証券会社との対話の場の設定、証券会社に中小監査事務所の活用を促す方策などを議論している。春には取りまとめる」という内容の答弁が行われました。
9. 我々としては IPO に限らずベンチャー企業の育成には業界として貢献できると思っていますので、関係各位の考えが理解できた良い機会だと思っています。

10. 1月17日には令和2年公認会計士試験第一回短答式試験の合格者が発表されました。今回の願書提出者数は9,393人で合格者数は1,139人でした。前年に比べて願書提出者数が10%強増えています。我々の業界を目指す方が増えたことは大変喜ばしく思っています。
11. また、若年層の合格者が増えていて、昨年11月の公認会計士試験合格発表では合格者の約4割が学生です。これは喜ばしく思う反面、社会人経験の無い方が多く業界に入ってくるということですので、こういった方にどういう教育を施していくべきなのかについて検討しているところです。
12. 1月から2月にかけて、会員向けにKAMに関するニュースレターを3回出しました。現在のところ、早期適用する会社は何百社もあるとは聞いていませんが、2021年3月以後決算に係る財務諸表の監査から強制適用になります。そういった先も見据えて、いくつかの留意事項を示しました。
13. 第1弾では、監査役等と議論を始めているかなど、KAMを選定していくプロセスを再確認しています。
14. 第2弾では、まずは草案を作成してそれをベースに協議することが有用であること、また、どのようなスケジュールで最終的に監査報告書に記載するのかを議論すべきであるということ伝えていきます。
15. 第3弾では、企業側の情報開示が重要で、適切に開示されているか、場合によっては企業側が開示をしていない情報について、もし開示をすべき情報があった場合に企業側に開示を促すことにも備えるべきということ伝えていきます。
16. 2月14日には会長声明「最近の不適切会計に関する報道等について」を発出しました。
17. これは、不適切会計を開示した企業が増加傾向にあるという報道を受けて、3月決算が近づいていることを踏まえ、会員に対して注意喚起したものです。
18. 会長声明では、「監査における不正リスク対応基準」とともに、循環取引については、2011年に公表した会長通牒「循環取引等不適切な会計処理への監査上の対応等について」を今一度確認いただくようお願いしています。また、不適切会計の防止と発見について、改めて経営者や監査役等と有意義なコミュニケーションを行うよう心掛け、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況を再検討するなど、適切に対処するようお願いしています。
19. また、2月20日付けで、会長通牒「「担当者(チームメンバー)の長期的関与とローテーション」に関する取扱い」を発出しました。詳細は後ほど説明いたします。
20. 同じく2月20日付けで審理通達を2本発出しました。
21. 業務本部2020年審理通達第1号「前任監査人の監査調書の閲覧に関する留意事項」は、昨年10月に金融庁から公表された監査法人ローテーション制度に関する第二次報告において、監査人交代時の引継ぎが効率的ではないのではとの指摘も踏まえ、監査基準委員会報告書の趣旨を踏まえ、少なくとも、大量の監査調書を書き写すといった引継ぎとならないよう、必要に応じた対応をするように促したものです。

22. 業務本部 2020 年審理通達第 2 号「開示書類におけるその他の記載内容に関する手続実施上の留意事項」は、企業内容等の開示に関する内閣府令の一部が改正され、有価証券報告書の記述情報についてより充実した開示が求められることを踏まえた企業情報の開示の充実に伴い、開示書類におけるその他の記載内容に関する手続の重要性が高まると考えられることから、本通達において改めて手続実施上の留意事項を示しております。
23. また、協会は、国際的な 14 の会計専門家団体が共同で会計専門家に対し気候変動に対する行動を呼び掛ける声明文「CALL TO ACTION IN RESPONSE TO CLIMATE CHANGE」に署名いたしました。これは、英国のチャールズ皇太子の支援を受けて企業報告及び企業的意思決定に持続可能性(サステナビリティ)を組み込むことを目的として活動している A4S (The Prince of Wales's Accounting for Sustainability Project) から発出されております。
24. 国内実務においても、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言に沿った開示に取り組む企業が増加しており、気候関連情報を制度開示に組み込む政策が国際的に広がっていることを考えても、制度開示を含む企業情報開示において、いずれ財務情報の他に、気候変動が経営に与える影響等の環境情報や、経営に影響を与える社会的な情報が開示されることになるかもしれません。
25. 企業情報の制度開示が、より包括的に開示する方向に進んでいる中で、協会としてどういような開示が望ましいのか、あるいはそういった開示をするに当たっての企業側のガバナンスの在り方、開示された情報へどのような保証の在り方が望ましいのかに関して、協会では「企業情報開示・ガバナンス検討特別委員会」を設置して、外部有識者の参加もいただいて検討を進めており、今年の 7 月 7 日に開催予定のグローバル会計・監査フォーラムのテーマの 1 つにすることも考えています。
26. また、新型コロナウイルス感染拡大防止措置に関連して、2 月 10 日に金融庁と東京証券取引所から有価証券報告書等の提出期限の考え方が示されました。3 月 2 日には、日本取引所から、「新型コロナウイルス感染症に関する JPX の取組」も公表されています。そして国税庁も、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の 4 月 16 日までの延長を発表しました。
27. 協会としては、3 月決算に関して、新型コロナウイルスの感染拡大が、企業側と監査人側の双方に与える影響を議論しています。関係機関と連携を取りながら対応していきたいと考えています。
28. 最後に、7 月から 8 月にかけて小中学生向け「ハロー！会計」が全国各地で実施される予定です。小中学生に優しく会計を教えるという取組を協会では 10 年以上前から実施しています。3 月にもハロー！会計の開催を予定していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、残念ながら中止しました。
29. 年頭所感の挨拶で 3 つ注力する点を取り上げており、3 つ目に金融経済教育への貢献を掲げています。金融経済教育は、国民に対して、生活スキルとして金融を得て自身の生活設計をしてもらうということを目指して、金融庁のリードのもとで展開されています。

30. 会計や財務諸表が読めるようになるという会計リテラシーは、金融経済教育の基礎となるものであると私個人は考えていますので、「ハロー！会計」を、これからますます広めていきたいと思っています。詳細は資料1 - 2として配付していますのでご覧ください。
31. また、2017年に公表された学習指導要領の解説に、企業会計の意味の考察や、会計情報の提供や活用といったことが盛り込まれました。協会では会計基礎教育に関して会議体を設置してどういったことを教えればいいのかといった会計リテラシー・マップを作成しています。初等教育から中等教育まで一貫して、国民の会計リテラシーの向上に寄与することを通じて、金融経済教育に貢献したいと考えています。

会長通牒「「担当者(チームメンバー)の長期的関与とローテーション」に関する取扱い」

32. お手元の資料2として、プレスリリース、会長通牒本文、解説資料を配付しましたのでご覧ください。2月20日付けで会長通牒「「担当者(チームメンバー)の長期的関与とローテーション」に関する取扱い」を发出しました。
33. 2020年の4月1日から独立性に関する指針が改正され、パートナーだけではなくてチームメンバーも長期的関与により企業となれ合うようなリスクがあるならば、監査チームから外す、役割又は実施する手続等を変更する、審査を実施するなどの対応を行うということになっています。
34. 金融庁の監査法人ローテーション制度に関する第二次報告でも、パートナーローテーションでは定められたとおりにローテーションされていたものの、チームメンバーとパートナーの合計で20年近く長期的な関与が見られたという指摘がありました。それを踏まえて上乘セルールを設けたのが今回のポイントです。
35. 社会的影響が特に大きい会社に対しては、チームメンバーとしての関与期間も考慮してパートナーが10年を超えて関与することがないようにローテーションを義務付けることとなります。適用は2021年4月1日以後開始する事業年度から適用するとしています。監査法人では、上場会社のローテーションについては数年先まで計画を立てているのが通常です。その計画を直ちに変更するのは監査法人にとって極めて困難であると認められるため、1年間の準備期間を設けました。
36. 対象となる社会的影響が特に大きな会社は、時価総額が概ね5,000億円以上の会社となりました。このような会社は昨年12月時点で約270社になり、市場全体の時価総額の70%以上を占めています。
37. チームメンバーのローテーションを徹底することで、独立性を高め、フレッシュアイを担保しつつ被監査会社への知見を保った上で、質の高い監査が実現できるようにしていきたいと考えています。

会長声明「最近の不適切会計に関する報道等について」

最近の協会、業界の動向について16~18項で説明したため省略

以 上